

令和6年 年末防火運動実施要綱

甲賀広域行政組合消防本部

1 目的

この運動は、本格的な冬の到来による暖房器具などの使用頻度の増加、また、年末の慌ただしさによる火気への注意力の低下により火災の発生が一層懸念される時季を迎えるに当たり、事業所関係者及び市民一人ひとりの防火意識の高揚を図ることをもって、火災の発生を未然に防止し、死者の発生及び財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語

「守りたい 未来があるから 火の用心」 (2024年度全国統一防火標語)

「街ぐるみ 職場ぐるみで 防火のそなえ」 (甲賀市・湖南市統一防火標語)

3 実施期間

令和6年12月1日から12月31日までの1か月間

4 重点項目

(1) 住宅防火・防災対策の推進

- ア 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理
- イ 感震ブレーカーの普及啓発等の地震火災対策の推進
- ウ 電気火災の危険性に係る広報の実施
- エ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施

(2) 防火対象物等における防火安全対策の徹底

5 実施事項

住宅防火・防災対策の推進に当たっては、「住宅防火 いのちを守る 10 のポイント」を活用するとともに、別添のリーフレット「住宅防火 いのちを守る 10 のポイント」及び「地震火災を防ぐポイント」を適宜使用し、効果的な広報に努めること。

(1) 広報活動

- ア 消防車両による巡回防火広報の実施
- イ 管内量販店等への啓発文書の発送
- ウ 管内量販店等の店内放送等による防火広報
- エ 各種メディア（ケーブルテレビ文字放送、音声放送等）による防火広報
- オ 甲賀市、湖南市が発行する広報誌及びSNSへの関連記事の掲載

- カ 本組合ホームページ等への関連記事の掲載
 - キ 電光掲示板等を活用した防火広報
 - ク ヤクルト販売員による防火広報
- (2) 年末に混雑が予想される量販店等に対する特別査察の実施
- (3) その他、本防火運動の重点項目に基づいた事業

～住宅防火　いのちを守る　10のポイント～

4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要的プラグは抜く。

6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。